

香川県医師育成キャリア支援プログラム 研修奨励金交付事業 のお知らせ

香川県は、**県内の専門研修基幹施設** (※1) が実施する
専門研修プログラムに参加される
専攻医を全力でサポートします!

—— 温暖な瀬戸内海の気候の中、美しい自然と「おせったい」の
文化が根付いた香川県で充実した研修生活をお過ごしください ——

(※1) 香川県の専門研修基幹施設

- ☒ 香川大学医学部附属病院
- ☒ 香川県立中央病院
- ☒ 高松赤十字病院
- ☒ 高松市立みんなの病院
- ☒ 香川労災病院
- ☒ 四国こどもとおとなの医療センター
- ☒ 三豊総合病院
- ☒ 総合病院回生病院
- ☒ 高松平和病院
- ☒ KKR 高松病院

新制度

R8年度～採用専攻医

制度概要: 県内で専門研修を行う専攻医に対して研修奨励金を交付し、研修生活を支援

対象者 (※2): 県内基幹施設が実施する**基本6領域(内科・小児科・外科・産婦人科・救急科・総合診療)**
における専門研修プログラムに参加する専攻医

交付金額: 内科・小児科・外科・総合診療の専攻医 ⇒ **100万円**
産婦人科・救急科の専攻医 ⇒ **200万円**

交付回数: **1回を限度とする(採用年度の前年度の申請に限る)**

**R8年度採用専攻医は
R7年度(R8.2月頃を予定)に申請が必要**

⇒専門研修基幹施設を通じて
申請を依頼する予定です

旧制度

～R7年度採用専攻医

制度概要: 県内で専門研修中の専攻医に対して研修奨励金を交付し、研修生活を支援

対象者 (※2): 県内基幹施設が実施する**基本6領域(内科・小児科・外科・産婦人科・救急科・総合診療)**
における専門研修プログラムに参加する専攻医

交付金額: 内科・小児科・外科・総合診療の専攻医 ⇒ **年額20万円**
産婦人科・救急科の専攻医 ⇒ **年額40万円**

交付回数: 3回を限度とする(専門研修2年目以降からでも申請可能)

(※2)義務年限期間中の地域枠医師および自治医科大学出身医師は、
新旧いずれの制度も対象外となります。

裏面のQ&Aもご覧ください



Q & A

Q 令和7年度以前に採用された専攻医は新制度の交付を受けられるの？

A 新制度は、令和8年度以降に初めて県内の専門研修プログラムに採用される医師が対象となりますので、令和7年度以前の県内採用専攻医は対象となりません。

Q 新制度と旧制度は何が違うの？

A 下表のとおり、主に交付金額と手続きに変更があります。

新制度(R8年度～採用専攻医)	旧制度(～R7年度採用専攻医)
交付金額は、 100万円 県内基幹施設の専門研修プログラムに従い、 県外施設で研修を受ける期間があっても、 交付金額の減額調整なし	交付金額は、年額20万円 県外施設で研修を受ける期間がある年度は、 県外施設で研修を受ける期間に応じ、 交付金額を減額調整
1回で100万円 の交付	最大で総額60万円(20万円×3回)の交付
採用年度の前年度末に申請、毎年度末に 研修報告(レポート提出不要)の提出必要	年度毎に申請、研修報告(レポート含む)の 提出必要【最大3回】
初めて県内の専門研修プログラムに採用 される年度の前年度の申請に限る	専門研修2年目以降からでも申請可能

Q 留意点はあるの？

A 香川県内の専門研修基幹施設の特定診療科の専門研修プログラムにおいて3年以上、専門研修を行うことが要件となります。この要件を満たさない場合、交付金額の返還が必要となります。

Q ダブルボードの場合、新制度は2回交付を受けられるの？

A 新制度は、交付回数が1回限りとなっていますので、1つ目の専門研修で交付を受けた場合、2つ目の専門研修の際は対象となりません。

Q 奨励金の交付はずっと続くの？

A 事業として予算措置される限り、奨励金の交付は続きますが、交付金額の変更など制度変更の可能性はあります。



【お問い合わせ先】

香川県 健康福祉部 医療政策課
医療人材グループ

香川県高松市番町4丁目1-10(県庁本館18階)
TEL:087-832-3321(直通)
E-mail:imu@pref.kagawa.lg.jp

